

越生町マスコット「うめりん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、越生町のマスコット「うめりん」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「マスコット」とは、別図に定めるものをいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 越生町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不相当であると認められるとき。

(使用承認申請)

第4条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長の承認を受けなければならない。

- 2 マスコットの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。
- 3 町長は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。
- 4 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。
- 5 町長は、前項の承認を行わないときは、マスコット使用却下決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 「越生町のマスコット「うめりん」」と表記を付すこと。なお、町長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 マスコットの使用承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 完成物品を提出すること。ただし、物品の提出が困難であると認められるものについては、写真をもってそれに代えることができる。

- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 四半期ごとに越生町マスコット「うめりん」使用商品等販売状況報告書（様式第 5 号）を提出すること。
- (4) その他町長が付した事項
（承認内容の変更）

第 6 条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコット使用変更申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第 2 号）をもって行うものとする。
（違反等に対する取扱い）

第 7 条 マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第 5 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、町長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合においては、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、第 5 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日から施行する。